



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 攝 津 製 油 株 式 会 社

代表者名 代表取締役社長 二ノ宮 義 治

(コード番号 2 6 1 1 東証第二部)

問合せ先 執行役員総務部長 山 本 信 秀

(TEL 0 7 2 - 2 8 0 - 2 6 5 0)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 20 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 17 日開催予定の第 205 期定時株主総会に定款一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役および監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の規定により、定款第 27 条（取締役の責任限定契約）および第 35 条（監査役の責任限定契約）の規定を新設するものであります。

なお、定款第 27 条（取締役の責任限定契約）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 27 年 6 月 17 日（水）

定款変更の効力発生予定日 平成 27 年 6 月 17 日（水）

以上

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 26 条 (条文省略)	第 1 条～第 26 条 (現行どおり)
(新設)	<u>(取締役の責任限定契約)</u> 第27条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に同法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、その責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することができる。
第27条～第33条 (条文省略)	第28条～第34条 (現行どおり)
	<u>(監査役の責任限定契約)</u> 第35条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に同法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、その責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することができる。
第34条～第39条 (条文省略)	第36条～第41条 (現行どおり)